



### 長野県告示第114号

長野県臨床研修医研修資金貸与規程(平成21年長野県告示第155号)の一部を次のように改正します。

令和4年3月22日

長野県知事 阿部 守一

第2条第1号中「又は」を「、」に改め、「長野県厚生農業協同組合連合会」の次に「又は独立行政法人国立病院機構」を加える。

様式第1号中「本 人氏名 ④」を「本 人氏名 」に改める。

「長野県知事 殿

様式第3号中 住所 を

氏名 ④」

「長野県知事 殿

住所 に改める。

氏名 」

様式第4号から様式第8号までの規定中「氏名 ④」を「氏名 」に改める。

医師・看護人材確保対策課

### 長野県告示第115号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「政令」という。)第9条第3項の知事が定める医療費指数反映係数、同条第5項の知事が定める一般納付金所得係数、同条第8項の知事が定める一般納付金基礎額調整係数、同条第9項の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数、政令第10条第3項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数、同条第6項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数、同条第7項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数、政令第11条第3項の知事が定める介護納付金納付金所得係数、同条第6項の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数及び同条第7項の知事が定める介護納付金納付金被保険者均等割指数を次のように定め、令和4年4月1日から適用します。

なお、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項の知事が定める医療費指数反映係数等(令和3年長野県告示第78号)は、令和4年3月31日限り、廃止します。

令和4年3月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 政令第9条第3項の知事が定める医療費指数反映係数  
1
- 2 政令第9条第5項の知事が定める一般納付金所得係数  
0.9606125206222
- 3 政令第9条第8項の知事が定める一般納付金基礎額調整係数  
1.0564946281960
- 4 政令第9条第9項の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数  
0.610
- 5 政令第10条第3項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数  
0.9598638955435
- 6 政令第10条第6項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数  
0.999999970648
- 7 政令第10条第7項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数  
0.645
- 8 政令第11条第3項の知事が定める介護納付金納付金所得係数  
0.9735539305755
- 9 政令第11条第6項の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数  
0.999999906533
- 10 政令第11条第7項の知事が定める介護納付金納付金被保険者均等割指数  
0.593

健康増進課国民健康保険室

## 長野県告示第116号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和4年3月22日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 介護老人保健施設)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人賛育会	介護老人保健施設ゆたかの	長野県長野市豊野町豊野634	令和4年3月16日

介護支援課

## 長野県告示第117号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和4年3月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称  
松川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
松川都市計画下水道事業 松川町公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成5年2月18日から  
令和9年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
平成5年長野県告示第134号の事業地に、松川町大字大島を加え、松川町大字元大島地内において事業地を変更する。

生活排水課

## 長野県告示第118号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和4年3月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
木曾郡南木曾町吾妻660の30(次の図に示す部分に限る。)、659の8、660の1、660の8、660の14、660の16、660の19、660の35、660のイの5、660のイの6、660のイの9から660のイの12まで、660のイの15から660のイの20まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第119号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年3月22日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

安曇野市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第120号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年3月22日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上伊那郡中川村(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

中川村(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第121号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年3月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下伊那郡阿智村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
阿智村(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課